

令和3年4月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

令和3年4月定例教育委員会付議議案 目次

※報告第4号については非公開につき削除

報告第4号	専決処分の承認を求めることについて-----1 (教職員(小・中学校)の内申について)	1
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて-----2 (白杵市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について)	2
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて-----4 (うすき読書のまちづくり推進委員の委嘱及び任命について)	4
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて-----6 (白杵市総括安全衛生推進委員(学校職員産業医)の委嘱について)	6
第25号議案	白杵市学校給食センター運営委員会規程の一部改正について-----7	7
第26号議案	白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会の設置について-----8	8
第27号議案	白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会委員の委嘱について-----10	10
第28号議案	白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱について-----12	12
第29号議案	白杵市文化財調査委員会委員の委嘱について-----13	13
第30号議案	白杵市図書館協議会委員の任命について-----15	15

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

白杵市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安東雅幸

専決年月日 令和3年4月1日

専決の内容 下記のとおり

記

白杵市教育委員会訓令第6号

白杵市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（白杵市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

白杵市教育委員会事務決裁規程（平成17年白杵市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表に次の2項を加える。

(11) 学校給食センターの管理運営に関すること。	○
(12) 学校給食に関する軽易な調査及び報告に関すること。	○

別表第2の5の表を削る。

（白杵市教育委員会文書取扱規程の一部改正）

白杵市教育委員会文書取扱規程（平成17年白杵市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校給食課の項を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

理 由

令和3年度の組織変更に伴い、学校給食課に関する条文を学校教育課に変更する必要があるため。

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

うすき読書のまちづくり推進委員の任命について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和3年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安東 雅幸

専決年月日 令和3年4月1日

専決の内容 うすき読書のまちづくり推進委員会設置要綱（白杵市教育委員会告示第12号）第3条2項の規定に基づき、令和3年4月1日付で下記の者に任命する。

うすき読書のまちづくり推進委員

	氏名	住所	所属	備考
1	あんどう まさゆき 安東 雅幸	白杵市	白杵市教育委員会教育長	
2	かわの あさみ 河野 麻美	白杵市	協育コーディネーター	
3	おかむら ほしみ 岡村 星美	白杵市	読み聞かせボランティア 「よむよむの会」	地域
4	かみの えり 神野 恵理	白杵市	読み聞かせボランティア 「ぴよぴよの会」	地域
5	いたい ゆうこ 板井 優子	白杵市	白杵市私立幼稚園	幼稚園
6	まつだ ようこ 松田 陽子	白杵市	白杵市保育協議会	保育協議会

7	かめい しんや 亀井 真也	大分市	臼杵市教育研究協議会図書館 部会班長	臼杵市教育研究 協議会
8	しゅうとう みどり 首藤 みどり	臼杵市	学校図書担当	臼杵市教育研究 協議会
9	ふじまる りょうこ 藤丸 良子	臼杵市	学校図書館専門員	学校図書専門員
10	あだち かずとし 足立 和俊	臼杵市	保護者代表	家庭
11	めはら はるか 目原 はるか	臼杵市	保護者代表	家庭
12	ます みちこ 益 美智子	臼杵市	臼杵市図書館協議会	市立図書館
13	ひぐち ちえみ 樋口 千恵美	臼杵市	臼杵図書館館長	市立図書館
14	あんどう しんじ 安東 信二	臼杵市	臼杵市秘書・総合政策課長	市長部局

任期：令和3年4月1日～令和8年3月31日

理 由

第3次臼杵市子ども読書活動推進計画が策定され、推進と進行管理のため、新たに委員を任命する必要があるため。

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

白杵市総括安全衛生推進委員（学校職員産業医）を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和3年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和3年4月1日

専決の内容 任期満了に伴い、白杵市立学校職員安全衛生管理規程第9条の規定に基づき、令和3年4月1日付けで下記の者に委嘱する。

記

学校職員産業医

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	<small>わたなべ ふきこ</small> 渡邊 扶喜子	白杵市	渡辺内科クリニック	委 嘱
2	<small>うえだ そう</small> 植田 聡	大分市	植田内科クリニック	委 嘱

任期：令和3年4月1日～令和4年3月31日

理 由

白杵市立学校職員安全衛生管理規程による委員を委嘱し、総括安全衛生推進委員会を開催する必要があるため。

第25号議案

白杵市学校給食センター運営委員会規程の一部改正について

白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和3年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安東雅幸

白杵市教育委員会訓令第 号

白杵市学校給食センター運営委員会規程の一部を改正する訓令

白杵市学校給食センター運営委員会規程（平成17年白杵市教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「白杵市白杵学校給食センター所長」を「学校給食担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

理 由

令和3年度の組織改編に伴い、運営委員会事務局長の肩書きを変更する必要があるため。

第26号議案

白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会の設置について

白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和3年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安東雅幸

白杵市教育委員会告示第 号

白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱

（設置）

第1条 白杵市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を作成するに当たり、必要な事項を審議するため、白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議し、指導する。

- （1） 地域計画方針に関する事項
- （2） 地域計画調査実施の方法等の技術的指導に関する事項
- （3） 前各号のほか、地域計画策定に関する事項

（組織）

第3条 協議会は、委員8名以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、教育長が招集する。

2 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬等は、白杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年白杵市条例第45号)の例による。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会文化・文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

白杵市に所在する指定・未指定の文化財を適切な方法で保存管理・活用をはかるため、文化財保護法第183の3に基づき、本市の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請したいため。

第27号議案

白杵市文化財保存活用地域計画作成委員の委嘱について

白杵市文化財保存活用地域計画作成委員を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和3年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安東雅幸

白杵市文化財保存活用地域計画設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、令和3年5月1日付で下記の者に委員を委嘱したい。

記

白杵市文化財保存活用地域計画作成委員

	氏名	年齢	性別	住所	所属	備考
1	きら くにみつ 吉良 國光	73	男	福岡市	大分県立芸術文化短期大学名誉教授	有識者 (日本中世史)
2	たなか ゆうすけ 田中 裕介	64	男	大分市	別府大学教授	有識者 (日本考古学)
3	きくた とおる 菊田 徹	72	男	白杵市	白杵史談会会長	有識者 (郷土史)
4	たかはし としはる 高橋 利治	63	男	白杵市	大分県建築士会白杵支部	有識者 (町並み景観)
5	せき やすのり 関 泰典	62	男	白杵市	白杵市文化財調査委員会	有識者 (日本建築史)
6	さんなかにし 三中西 あつし 篤	43	男	白杵市	三中西ツーリスト代表	有識者 (観光活用)

任期 令和3年5月1日～令和5年4月30日

理 由

白杵市文化財保存活用地域計画作成委員会の設置にあたり、委員を委嘱したい。

第28号議案

白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱について

白杵市歴史資料館運営委員会委員を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和3年4月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安東雅幸

白杵市歴史資料館運営委員会設置要綱（平成26年6月27日教委告示第12号）第3条及び第4条の規定に基づき、令和3年5月1日付で下記の者に委員を委嘱したい。

記

白杵市歴史資料館運営委員会委員

	氏名	住所	所属	備考
1	みえの 三重野 誠 <small>まこと</small>	大分市	大分県立先哲史料館	有識者 (日本中世史)
2	ひぐち 樋口 哲司 <small>てつし</small>	白杵市	白杵市立南野津小学校	社会科教育部会 (小学校)

任期（前任者の残任期間） 令和3年5月1日～令和4年7月31日

理由

大分県立先哲史料館長をこの任にあてているが、館長が大津祐司氏から三重野誠氏に交代したため。

社会科教育部会（小学校部会）から一名をこの任にあてているが、野田公博氏から樋口哲司氏に交代したため。

第29号議案

臼杵市文化財調査委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

令和3年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

臼杵市の文化財保護を円滑に進めるため、臼杵市文化財調査委員会委員を臼杵市文化財保護条例(平成17年条例第208号)第63条の規程に基づき、令和3年5月1日付けで下記の者を再任して委嘱したい。

記

臼杵市文化財調査委員会委員

	氏名	年齢	性別	住所	所属	備考
1	木本 邦治 <small>きもと くにはる</small>	61	男	臼杵市	臼杵市歴史資料館学術専門員	日本近世史
2	加藤 康彦 <small>かとう やすひこ</small>	64	男	別府市	さいき城山桜ホール館長	日本美術史
3	関 泰典 <small>せき やすのり</small>	62	男	臼杵市	多福寺住職	建築史
4	吉良 國光 <small>きら くにみつ</small>	73	男	福岡市	大分県立芸術文化短大名誉教授	日本中世史
5	永松 芳恵 <small>ながまつ よしえ</small>	55	女	臼杵市	佐志生小学校教頭	近代美術史
6	高橋 信武 <small>たかはし のぶたけ</small>	68	男	大分市	元大分県立埋蔵文化財センター職員	日本考古学
7	衛藤 智子 <small>えとう ともこ</small>	58	女	臼杵市		文化財を生かしたまちづくり

任期:令和3年5月1日～令和5年4月30日

理 由

白杵市文化財調査委員会委員の任期が満了となり、引続き委嘱する必要があるため。

第30号議案

臼杵市図書館協議会委員の任命について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

令和3年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市立図書館条例（平成17年条例204号）第9条の規定に基づき、令和3年5月1日付で下記の者に臼杵市図書館協議会委員を任命する。

記

臼杵市図書館協議会委員

	氏 名	年齢	性別	住所	所 属	備 考
1	<small>うえだ</small> 植田 <small>もとこ</small> 元子	65	女性	臼杵市	図書館利用者代表	再任
2	<small>かめい</small> 亀井 <small>しんや</small> 真也	57	男性	大分市	学校校長会	再任
3	<small>ひらかわ</small> 平川 <small>みちよ</small> 満代	67	女性	臼杵市	退職校長会	新任
4	<small>かも</small> 加茂 <small>ちえこ</small> 千恵子	69	女性	臼杵市	読み聞かせグループ (よむよむの会)	再任

任期：令和3年5月1日～令和5年4月30日

理 由

臼杵市図書館協議会委員の任期が満了となり、引き続き任命する必要があるため。